



大津市公報

平成 24 年 5 月 17 日
号外 (第 28 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

33	大津市議会委員会条例の一部を改正する条例.....	1
	議 会 規 則	
1	大津市議会傍聴人規則の一部を改正する規則.....	2
	議 会 議 長 告 示	
3	大津市議会委員会等傍聴規程.....	4

条 例

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。
平成24年 5 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第33号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 前	改 正 後
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第 2 条 - 略 - ~ - 略 -	第 2 条 - 略 - ~ - 略 - 一 予算決算常任委員会 37人 ア 予算に関する事項 イ 決算に関する事項
(委員長および副委員長)	(委員長及び副委員長)
第 8 条 常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という）に委員長および副委員長を置く。 2 委員長および副委員長は、委員会において互選する。	第 8 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という）に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
3 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。	3 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 5 号の予算決算常任委員会の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。
第18条 - 略 - 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。 3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関しては、大津市議会傍聴人規則（昭和42年議会規則第1号）の例による。	4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。 第18条 - 略 - 2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会 規 則

大津市議会傍聴人規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 5 月17日

大津市議会議長 青 山 三 四 郎

大津市議会規則第 1 号

大津市議会傍聴人規則の一部を改正する規則

大津市議会傍聴人規則 (昭和42年議会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(題名) 大津市議会傍聴人規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 - 略 - (傍聴席の区分)</p> <p>第 2 条 - 略 - (傍聴の手続き)</p> <p>第 3 条 <u>会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の名称、人員及び自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>報道関係者及び議長の許可を得た特別傍聴者は、前項の規定にかかわらず、所定の傍聴席で傍聴することができる。</u> (傍聴人の定員)</p> <p>第 4 条 <u>傍聴人の定員は、次のとおりとする。</u> <u>一般傍聴席 50人</u> <u>報道関係者席 15人</u> (傍聴券の発行)</p> <p>第 5 条 <u>議長は必要があると認めるときは、一般席の傍聴券を発行して、その人員を制限することができる。</u></p> <p>2 及び 3 - 略 - (議場への入場禁止)</p> <p>第 6 条 - 略 - (傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第 7 条 - 略 - <u>銃器その他危険なものを持っている者</u> <u>酒気を帯びていると認められる者</u> <u>異様な服装をしている者</u> <u>張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p>	<p>(題名) 大津市議会傍聴規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 - 略 - (傍聴席の区分)</p> <p>第 2 条 - 略 - (傍聴の手続)</p> <p>第 3 条 <u>議長は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。</u></p> <p>2 <u>議長は、特に必要があると認められるときは、傍聴人に対し、傍聴記録簿への住所及び氏名の記入並びに身分証明書の提示を求めることができる。</u></p> <p>第 4 条 <u>議長は、必要があると認めるときは、一般席の傍聴券を発行して、その人員を制限することができる。</u></p> <p>2 及び 3 - 略 - (議場への入場禁止)</p> <p>第 5 条 - 略 - (傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第 6 条 - 略 - <u>刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者</u> <u>鉢巻き、腕章 (報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u> <u>垂れ幕、ポスター、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p>

— - 略 -

— 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 略 -

談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

— はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

— 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

— - 略 -

— みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

— - 略 -

(写真映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

— - 略 -

— ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第 8 条第 1 項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

— 酒気を帯びていると認められる者

— 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第 1 号から第 5 号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者(教職員及び学校関係者をいう。)の同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 略 -

私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

— 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

— - 略 -

— みだりに席を離れないこと。

— 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

— 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

— - 略 -

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、議長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章等を、傍聴席において常に着用しなければな

(傍聴人の退場)

第10条 - 略 -

(係員の指示)

第11条 - 略 -

(違反に対する措置)

第12条 - 略 -

らない。

(傍聴人の退場)

第9条 - 略 -

(係員の指示)

第10条 - 略 -

(違反に対する措置)

第11条 - 略 -

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、傍聴に
関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第3号

大津市議会委員会等傍聴規程を次のように定める。

平成24年5月17日

大津市議会議長 青 山 三 四 郎

大津市議会委員会等傍聴規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大津市議会委員会条例 (昭和31年条例第16号) 第18条第2項及び大津市議会会議規則 (昭和31年議会規則第1号) 第122条第4項の規定に基づき、委員会、常任委員会委員協議会及び議会広報編集委員会 (以下「委員会等」という。) の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会等の傍聴)

第2条 傍聴人は、所定の傍聴席において、静粛に傍聴しなければならない。

(傍聴の手續)

第3条 委員長は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員は、適宜傍聴することができる。

3 委員長は、特に必要があると認められるときは、傍聴人に対し、傍聴記録簿への住所及び氏名の記入並びに身分証明書の提示を求めることができる。

(傍聴券の発行)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行して、その人員を制限することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日の委員会等に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

鉢巻き、腕章 (報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者

ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第7条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。

酒気を帯びていると認められる者

前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者（教職員及び学校関係者をいう。）の同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

飲食又は喫煙をしないこと。

みだりに席を離れないこと。

携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

前各号に定めるもののほか、委員会室又は会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、委員長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章等を、傍聴席において常に着用しなければならない。

（傍聴人の退場）

第 8 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第 9 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 10 条 傍聴人がこの規程に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（その他）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 17 日から施行する。